

## 区民会議の設置に向けた諸規定の整備について

総合企画局政策部

## 1 制定目的及び制定時期

	制定する目的	制定時期等
条 例	区民会議を設置するために必要な、各区に共通する基本的な事項を定めるために制定します。	施行期日は、平成 18 年 4 月 1 日を予定しています。
施行規則	条例に定めるほかに、各区に共通する区民会議の組織に関する事項を定めるために制定します。	施行期日は、条例の施行に合わせる予定です。
区ごとに定める事項	条例及び規則に定めるほかに、各区における区民会議の組織及び運営に関する事項を定めます。	試行の区民会議委員や区民からの意見などを参考にしながら、各区が制定します。

## 2 規定する項目の構成イメージ (資料 1-2 参照)

## 3 区民会議及び区行政改革のスケジュール概要

区民会議の調査審議の結果を区における課題の解決に繋げるためには、区役所機能の強化を図る必要があることから、条例の施行時期に合わせて「区における総合行政の推進に関する規則」を定めるとともに、「区予算の充実」、「庁内の組織体制の整備」などを併せて推進します。

	区民会議	区における総合行政の推進に関する規則	予算・組織
1 月	・パブリックコメント 結果公表 (下旬)	・規則案検討 ・規則案策定作業	・区予算充実に向けた調整 ・区の機能強化に向けた体制整備の検討
2 月	・第 1 回定例会条例議案提出		
3 月	・施行規則案策定作業 ・各区要綱案策定作業		
4 月	・区民会議条例、規則施行 ・各区要綱施行	・規則施行	・実施
5 月 ～ 7 月	・委員募集、推薦依頼 ・委員選考、委嘱手続 ・委員への事前説明 ・第 1 回区民会議 委員長等選出 会議運営要領決定		

4 第1回区民会議開催までの流れ（各区の流れは区によって異なります。）

